

令和6年度第1回地域密着型サービス運営委員会 報告書

日 時：令和6年4月24日（水）18時00分～

場 所：米子市役所本庁舎2階201会議室

出席者：委員（7名）※敬称略

遠藤太一（委員長）、土井教子、清水典子、吉田みつ、田村篤人、長岡文代、
辻谷由美

事務局（4名）

足立長寿社会課長、広戸介護保険第二担当課長補佐、前島介護保険第二担当係長
秦介護保険第二担当主任

傍聴者：0名

議事内容

（1）令和6年度介護保険制度改正に伴う介護予防支援の指定方針について

【米子市からの説明】

令和6年度の介護保険の制度改正について、介護予防支援事業者の指定について説明。
介護保険の制度改正内容と、米子市の方針として、介護予防支援の指定を行うときは、あらかじめ地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を行うこととしたことと、意見聴取にあたっての着眼点等を説明。

【制度改正のメリットとデメリットについて】

（委員）

制度改正によって、メリットとしては、居宅介護支援事業所は直接サービスを実施することで、利益が増えることと、地域包括支援センターの業務が削減されるといったことでよろしいか。

（米子市）

単価は高くなっているため、事業所の利益は多くなる。また、地域包括支援センターを介さないで、お互いの書類のやりとりなどの作業が削減される。

一方で事業所としては、申請書一式の提出やその後の変更届の提出など事業所としての指定の管理が必要。また、今までは地域包括支援センターが利用者との契約を行っていたが、直接事業所が契約を交わす必要がでてくる。

【指定の時期について】

（委員）

事業所の指定は随時行われるのか。

（米子市）

現状、指定の希望は随時受付をする。ただし、その後、この委員会での意見聴取を経て、指定となるので、実際には年に数回のタイミングでの指定を行うことになる見込み。

（委員）

今後も指定の希望が出てくる見込みか。

（米子市）

今後もまだ指定希望はでてくる予想。今時点では、法改正直後でもあり、法人内でもまだ検討段階であるといったことも聞いている。

【人員基準について】

(委員)

必要な数の介護支援専門員と管理者は主任介護支援専門員とあるが、保健師や福祉士は必要なのか。

(米子市)

人員基準については、必要な数の介護支援専門員と管理者は主任介護支援専門員、また既存の居宅介護支援事業所との兼務が認められているもの。保健師や福祉士は人員基準に含まれない。

【地域の困りごとの相談について】

(委員)

今まで、困ったことがあれば地域包括支援センターを頼っていたが、今後はこの事業所でもよいということになると思うが、今後も地域包括支援センターへの相談でよいのか。

(米子市)

今後もなにか困りごとがあれば地域包括支援センターが相談窓口であることに変わりはない。地域包括支援センターの業務として、介護予防支援はその中の一部であり、引き続き地域の課題解決であったり、支援、見守り等は地域包括支援センターが中心に行っていく内容になる。今回、介護予防支援の業務は、要支援者のケアプラン作成や介護保険利用のための相談が中心の業務となる。また、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが、今後も連携を維持していくことが大切であると認識している。

【ケアプランの質について】

(委員)

地域包括支援センターには保健師など様々な職種の職員がいる中でケアプランを作っていたが、今後はケアマネだけの事業所でそういった目が通らないのは質の低下が気になる。

(米子市)

地域包括支援センターは、様々な業務を行っている中で、保健師等の配置があるので、ケアプラン作成への質については単純に比較はしづらい。

(委員)

社協として、地域包括支援センターの業務を近くで見えていて、今まで委託で居宅介護支援事業所が行っていた介護予防支援も、後に地域包括支援センターがそのケアプランを点検等をしていたと思うが、それが直に行われるとなるとやはり心配な面はあるかと。

ただすでに要介護のプランは居宅介護支援事業所が直に行っているので、そういうものなのかもしれないが。

(米子市)

そういう意味では、今までの複数の目が入ることが少し手厚い部分であったのかもしれない。また、ケアプランの適正化という意味では、米子市も2名の適正化専門員を雇用しており、定期的にケアプラン点検を実施しており、適正化を図っていくことになる。

(委員)

そのケアプラン点検はどういった手法で行っているのか。

(米子市)

適正化専門員はケアマネジャーの資格保有者で、抽出した利用者のケアプランを事業所から提出してもらい、内容をチェックし、指導を行っている。

(委員)

ケアプランをもとにリハビリを実施している立場だが、保健師等がそのケアプランを見ているわけではなく、ケアマネがケアマネのプランをチェックしているのか。

(米子市)

そうなります。

(委員)

特にリハビリをしていると、医療面だとかやはり多職種の意見がケアプランに反映すること

が望ましいと思う。そういった視点も今後検討してはよいのではないか。

【制度新設の趣旨について】

(委員)

この介護予防支援の制度改正の目的と期待される効果は。

(米子市)

地域包括支援センターの業務の負担軽減という観点から制度が拡大されたもの。

期待される効果として、地域包括支援センターは地域の相談業務やまちづくりにより一層携わっていくことと認識している。

議事内容

(2) 介護予防支援の指定希望事業者について

【米子市からの説明】

指定希望事業所の一覧、人員基準、個別の事業者の説明。

各事業所については、事業者調書をもとに従業者数、利用者数等を説明。

いずれの事業所も、すでに地域包括支援センターから委託で介護予防支援を実施しており知識経験を保有していること、介護予防支援の指定要件には不備等はないことを説明。

【介護予防支援の地域包括支援センターからの委託について】

(委員)

今、委託で受けている居宅介護支援事業所は多いのか。

(米子市)

実際にはほとんどの事業所で委託を少なからず受けている。

【事業所の自立支援に対する考え方について】

(委員)

自立支援の考え方のところ、自分でできることは出来る限り自分でしていただく、という事業所があるが、大事なことだとは思いますが、それがいきすぎないか心配。

(米子市)

その記載については、介護予防の考え方として、自分で行うことが介護予防の促進につながることを意図していると理解している。

【人員体制について】

(米子市)

介護予防支援の指定要件は満たしているが、要介護サービスの居宅介護支援において、その基準で担当利用者を超えている事業所がある。

(委員)

体制等は整いそうか。

(米子市)

事務員を確保したところだが、ケアマネージャーについては、資格保有者もそう多くない中で、いつ確保できるか見通しが立っていない。

そうした中、他事業所への引継ぎなどを行い、利用者数を基準内に収めることを当面の対策として実施する。

今回の介護予防支援の指定希望の目的としては、既存の委託で受けている利用者へのよりよい支援とさらなる信頼を構築するためという意向である。

【他市町村の被保険者について】

(委員)

各事業所で他市町村の利用者もあるが、それは各市町村へ指定申請が必要か。逆に他市町村

の事業所でも米子の被保険者があれば、米子市に申請をされるのか。
(米子市)
その通り。